

自分ができることを ちょっとだけ

加茂小コミュニティ協議会 サポートメンバー
松浦 美幸 さん



空き時間に
自分のペースで活動

「生まれも育ちも川西で、とにかく川西が大好きです。少しでもいいから地元の方にやりたいと思って、サポートメンバーに参加しました」
そう話すのは、加茂小コミュニティ協議会のイベントの手伝いなどを行う、コミュニティサポートメンバーの松浦美幸さん。

訪問看護ステーションで看護師として働きながら、休日は女性消防団の分団長として活動しています。

「仕事や消防団の活動、家事などであまり時間はないのですが、何かできないかと前から思っていました。そんな時にサポートメンバー募集のチラシが回覧板で回ってきたんです」

働きながら頻繁にコミュニティ活動へ参加することは難しいと思っていた松浦さん。「自分の空き時間で得意なこと、やってみたいことだけでもいいというのは意外でした。自分のペースで無理せず地域に関われることが、参加の決め手になりました」

普段の知識が
誰かのために

8月に行われた加茂まつり。松浦さんはメンバーとして最初の活動を行いました。「看護師の知識や消防団の活動を生かした出し物ができないかと考えました。職場の同僚や団のメンバーに相談したら、喜んで協力してくれて、とてもうれしかったですね」

健康相談と防火・救急寸劇や啓発ダンスを行い、手応えを感じたと松浦さん。「寸劇は短いので、より詳しく伝えるために消防団の講習のチラシを置いていたんです。そうすると全て無くなっ

ていて。多くの人に関心を持ってもらえたのだと思います。健康相談には若い女性をはじめ、幅広い世代の人が来てくれました。知っていたことを伝えるだけで、役に立てたんです」

「今後も自分のペースで、できることをやればと思っっています。行事の買い出しやホームページ編集など、地域の活動もいろいろ。みんなが気軽に、好きなことで少しずつ関わっていけば、もっと良い地域になるんじゃないかなと思っています」



おとな子どもも

食と育つ

保健センター
☎ 072 (758) 4721

普段から役立つ災害食

病気の時にも役立つ食材の備蓄や
少量・時短調理で使える調理法などを紹介

いつ起こるか分からない災害。地震だけでなく、最近では温暖化による異常気象のため、風水害が増加しています。

災害時、問題になるのが食料の確保。普段から食材を少し多めに買い置きし、消費したら買い足して備える「ローリングストック法」を取り入れてみてはどうでしょうか。災害時だけでなく、一人暮らしの人が病気などで買い物に出られない時にも役立ちます。

さらに、携帯用のガスコンロとガスボンベ、水なども備えておくと、「バッククッキング」が可能です。バッククッキングとは耐熱性のポリ袋に食材を入れ、袋のまま鍋で湯煎する調理法。食材と湯を分けているので、湯を調理に繰り返し使えて節水できます。洗い物も出ないため、災害時に適している他、生鮮食品などを取り入れて、栄養バランスの良い温かい食べ物を作ることができます。また、調理工程が簡単で袋ごとに違う料理を一度に作れるので、普段の少量調理や時短にも役立ちます。

災害時に生かせるよう、ローリングストック法とバッククッキングを普段の食生活に取り入れ、慣れておきましょう。ローリングストック法で備蓄しやすい食材の一覧や、大阪青山大学の学生考案の災害時レシピなど、市ホームページで詳しく紹介しています。

詳しくは
こちらから

生きる

人権推進課
☎ 072 (740) 1150

「見える」と「見えない」 Vol.1

当事者に教えられた
「見えない」ことで「見える」こと

10月号からは「見える」に関する話です。

昨年、神戸市内のボランティア研修会で、パネリストとして一緒になった視覚障がいがある女性と話す機会がありました。この人は小学校3年生の時から徐々に両眼の視力が低下し、視覚特別支援学校の高等部を卒業する時には、ほぼ見えなくなったそうです。

この研修会のテーマは、コロナ禍で不便になったことや困っていることを再認識し、今後のウィズコロナの時代のボランティアの方向性を探るというものでした。

密接を避けるということから、ガイドヘルパーさんをお願いするのも難しい時期でしたし、手先でいろいろ触って確認することもしづら。職場も休業が相次いで、外出の機会が減ったことはつらいと壇上で発言していました。

しかし、このコロナ禍によって、もっと外出のハードルが上がったことは何かと言うと…と語りかけたので、私はそこで遮って会場へのクイズにしました。

さまざまな意見が出ましたが、正解は全く違った視点でした。それはコロナ禍で休業・廃業された店や事業所が増えて、聞き慣れた街の「音」や嗅ぎ慣れた街の「匂い」が変わってしまったことだと言われました。

彼女の頭の中にあるまちの地図には、「町工場の音」「パンの焼ける匂い」「幼稚園児の声」「カフェから漂うコーヒー豆の焙煎の香り」など、視覚優位で生活する人が思い描く地図にはない情報が、盛りだくさんに掲載されていたのです。

「見える」って何なんだろう。続きは…広報誌11月号にて。
(motto ひょうご事務局長 栗木剛)

消費生活センターだより

消費生活センター
☎ 072 (740) 1167

未成年者による契約の取り消し

小遣いの範囲を超えた
親権者の同意がない契約は取り消せます

事例 小学生の娘がインターネット上で広告を見て「初回500円」のダイエットサプリを注文したようだ。2回目の商品が約7,000円の請求書と一緒に届き、定期購入だと分かった。娘が払えない金額だ。どうしたらいいか。(40歳代女性)

回答 未成年者が親権者の同意を得ずに行った契約は、原則として取り消しできると民法で決められています。取り引きの知識や経験が不足する未成年者を保護するためです。

ただし、小遣いの範囲内や未成年者が成年だと偽った場合などは取り消せないという例外があり、注意が必要です。

事例は、4回継続が条件の定期購入で、総額は約2万円でした。親権者である相談者は同意しておらず、未成年者本人の小遣いの範囲を超えた高額な契約だったので、販売業者に未成年者契約の取り消しの申し出をしました。その結果、契約は取り消しとなり、届いた商品を返品し、500円は返金されました。

また、取り消しを申し出ても「親権者の同意を得たことを確認する項目に同意を得たとチェックが入っている」「注文者が年齢を18歳と記入している(※)」などの理由で、取り消しに応じないというトラブルがあります。

他にも、「取り消しの申し出をしたら、未成年だと証明できる学生証や健康保険証などの確認が必要」と言われたなどの相談もあります。

困ったことがあれば、消費生活センターへ。
※4年4月から成年年齢は18歳に引き下げられました。